

山梨県認知機能低下予防補聴器装用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、加齢性難聴に関する高齢者本人や周囲の早期の気づきと対応への支援により、高齢者の補聴器の早期装用を推進し、社会参加や地域交流を行うことで認知症予防やフレイル予防を促進するため、市町村が実施する補聴器購入助成事業に要する経費に対し、予算の範囲以内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、山梨県認知機能低下予防補聴器装用推進事業実施要綱第3条に規定する実施内容の事業とする。

(補助金の交付対象となる経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額又は20%を超える減額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書

(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7条 市町村長は、知事から規則第10条の規定により補助事業の執行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(様式第3号)に必要な関係書類を添え、知事に報告しなければならない。

2 補助事業等が完了しない場合において補助金等の決定に係る県の会計年度が終了したときは、市町村長は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書(第4号様式)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第5号)により市町村長に通知するものとする。

2 実績報告に補助対象外経費が含まれている場合、交付額から減額して補助金の額を確定することがある。

(交付方法)

第10条 この補助金は、精算払とする。

(財産の処分の制限)

第11条 市町村長は、補助対象者が補助事業により取得した価格又は効用の増加した価格が単価5万円を超える機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。

- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

- 第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第11条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

交付対象経費	補助率	交付先	区分	限度額
交付対象となる補聴器の購入に対し、市町村が助成した経費	1 / 2	市町村	介護保険料の低所得者軽減第1段階から第3段階に該当する者	1台当たり 25,000円
			介護保険料の低所得者軽減第4段階に該当する者	1台当たり 16,000円